

令和6年度熊本市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(1) 排水区域面積	12,465ha	△ 14ha	12,451ha
(2) 年間総処理水量	88,515,000m ³	2,777,000 m ³	91,292,000m ³
(3) 一日平均処理水量	242,507m ³	7,608 m ³	250,115m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管渠布設費	6,200,700千円	267,520千円	6,468,220千円
ポンプ場、処理場築造費	3,882,592千円	△ 476,537千円	3,406,055千円
建設改良費(雨水)	1,689,623千円	△ 13千円	1,689,610千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 下水道事業収益	20,115,456千円	445,450千円	20,560,906千円
第1項 営業収益	11,968,020千円	434,485千円	12,402,505千円
第2項 営業外収益	8,115,109千円	16,018千円	8,131,127千円
第3項 特別利益	32,327千円	△ 5,053千円	27,274千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 下水道事業費用	19,187,391千円	227,758千円	19,415,149千円
第1項 営業費用	17,433,312千円	280,584千円	17,713,896千円
第2項 営業外費用	1,730,979千円	△ 53,120千円	1,677,859千円
第3項 特別損失	18,100千円	294千円	18,394千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,707,299千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,672,499千円、当年度分損益勘定留保資金 1,347,046千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 687,754千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,630,157千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,672,498千円、当年度分損益勘定留保資金 1,283,973千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 673,686千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	12,555,971千円	△ 154,868千円	12,401,103千円
第1項 企業債	6,152,900千円	10,000千円	6,162,900千円
第2項 企業債(雨水)	822,100千円	△ 10,000千円	812,100千円
第4項 補助金	4,463,660千円	△ 150,309千円	4,313,351千円
第5項 補助金(雨水)	989,724千円	△ 33,388千円	956,336千円
第6項 負担金	113,824千円	28,829千円	142,653千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	21,263,270千円	△ 232,010千円	21,031,260千円
第1項 建設改良費	10,816,659千円	△ 231,997千円	10,584,662千円
第2項 建設改良費(雨水)	1,689,623千円	△ 13千円	1,689,610千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
公共下水道築造事業(雨水) (令和5年度施設分) (令和6年度追加分)	令和7年度～令和9年度	843,270

(変更分)

(単位：千円)

事 項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
公共下水道築造事業(雨水) (令和6年度施設分)	令和7年度～ 令和8年度	4,692,900	令和7年度～ 令和9年度	4,692,900

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 築造事業	5,334,100	証書借 入又は 証券 発行	年5%以 内。ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる場 合、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金等 について は、その融 資条件によ り、銀行そ の他の場合 にはその債 権者と協定 するところ による。た だし、財政 の都合によ り繰上償還 することが ある。	5,304,200	補正前に同じ		
流域下水道 築造事業	113,800				153,700			
公共下水道 築造事業 (雨水)	822,100				812,100			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,395,509千円	△ 57,653千円	1,337,856千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	5,186,154千円	△ 48,804千円	5,137,350千円

熊 本 市 長 大 西 一 史